フロン類回収業廃止・変更届の必要書類一覧

ノロノ短凹収未廃止・及欠畑の心安音規・見							
変更事項必要書類	名称	代表者氏名	役員	事業者 事業所 住所 (注1)	回収するフロン類の種類	回収設備 の種類・ 能力 (注2)	フロン類 回収設備 の数 (注2)
変更届出書 (法規則様式第4)	0	0	0	0	0	0	0
新旧対照一覧表	0	0	0	0	0	0	0
住民票抄本(個人の場合) 原本提出(注3) ※本籍(外国人にあっては国籍等) の記載があるもの。		0		0			
登記簿謄本(法人の場合)原本提出 (注3)	0	0	0	0			
申告書(別記第4号様式)	0	0	0	0	0	0	0
フロン類回収設備の所有権を証す る書類(販売証明書・納品書など)					0	0	0
申立書(注4)					0	0	0
フロン類回収設備の使用権を証す る書類(設備を借りている場合)					0	0	0
フロン類回収設備の種類及びその 設備の能力を説明する書類					0	0	0
廃止届出書 (別記第6号様式)							
登録通知書	0	0		0			

- ・申請書の控えが必要な場合は2部提出してください。(控えはコピーで可)
- ・郵送にて提出の場合は控えを返送しますので返信用封筒を同封してください。
- 注1 住居表示変更の場合は住居表示変更の通知書の写しを添付してください。
- 注2 回収するフロン類の種類が変わらない場合も必要となります。
- 注3 原本を提出。あるいは原本をお持ちください。
- 注4 フロン回収設備を購入した日から5年以上経過する場合のみ必要となります。